

75歳以上の方等で
一定以上の所得がある方は、
医療費の窓口負担割合が
2割になりました。



2割負担の方は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

※ 負担増加額が3,000円を超えた場合は、配慮措置が適用され1割負担となります。

配慮措置の適用がある場合、窓口負担額の計算は1円単位で行います。

配慮措置期間と対象者

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

口座登録

払い戻しのために口座を登録していただく必要があります。

※後期高齢者医療広域連合または市区町村から申請書を郵送されています。